

未帰還書状にみる出征と総攻撃直前の戦死観

——米国立公文書館所蔵鹵獲資料の事例——

木龍克己

はじめに

兵士とは「国家によって強制的に兵役に従事させられた存在」で、平時二〇〜二二歳の青年男性で構成され、二〇歳の徴兵検査で甲種合格者から選抜・徴集されて入営した者をさしている^①。アジア・太平洋戦争の戦況悪化に伴い、青年男性は現役兵として徴集され、予備役となっていた壮年層も召集されていた。戦場で負傷や病気を発症した兵士は、病院船や貨物船が航行可能な段階において内地還送となる。しかし、戦況の悪化により戦死者の遺骨収集や戦傷病者の内地還送が困難となっていた。これを端的に表したのが表1である。そこには、内地還送の手段が奪われていった段階での苛酷な現実もみられたのである。

出征した以上は、たとえ戦死したとしても、それと同等の人数を帰還させることが大前提で、政府・軍部そして国民も、一貫してそのことにこだわってきた。戦死者の家族は、骨・髪・爪そして「遺骨」と言い換えられた砂や紙片であれ、それを身体であるとみなすことによつて、一旦原隊を経て家族の許へ帰り、死者儀礼を経て「死者」となることが可能に

なると考えられていたのである^②。

兵士は、出征して戦場での戦闘により戦死（戦傷病死を含む）、戦傷病、無戦傷病に大別され、戦後復員した戦傷病、無戦傷病の人々が戦争体験者として語ることができることになる。戦争体験者に戦争を問えば、戦闘地域別に百人百様の戦争体験が返ってくる^③。

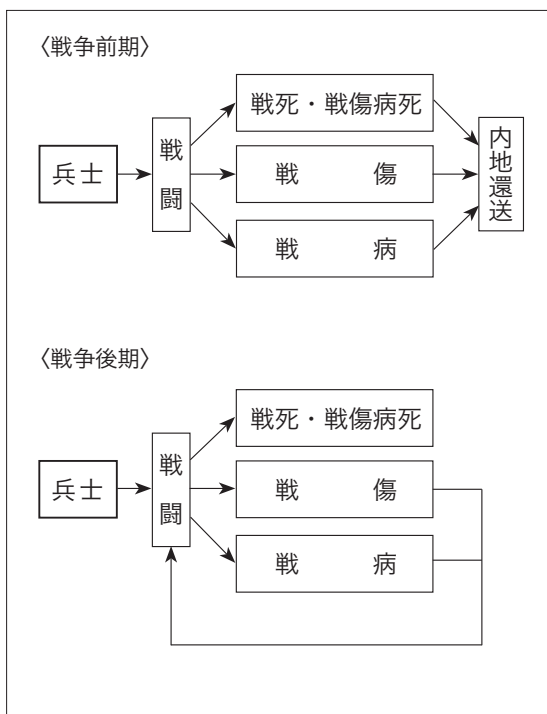


表1 兵士の戦闘による時期的変遷

山田朗氏は、私的な〈記憶〉を個別具体的なものであるとし、〈戦争の記憶〉として継承される時、大別して私的継承と公的継承があり、前者は個人や家族で継承されるミクロなもの、後者は教科書記述に代表されるマクロなものとして、生き残った者の〈記憶〉を汲み取り継承していくことの必要性を説いている。⁴ そのうえで、〈体験〉〈証言〉〈記憶〉として最も多くの軍隊の体験記録を残した世代（大正八年～一九一九）～同十年（一九二二～生まれ）と、徴兵されて軍隊に入った割合が最も高い世代（大正十三年～一九二四）～同十五年（一九二六～生まれ）とを比較すると、後者の方に軍隊体験者数が多いにもかかわらず、体験記録が少ないとしている。その理由として、戦場における経験値の違いで示している。戦場での回想を残している最多階層が能動的に行動していたのに対し、戦争体験の最多階層は経験不足で受動的に行動していたとする。回想を残している最多階層の〈記憶〉と、戦争体験の最多階層の〈記憶〉とに、微妙な違いがあってもおかしくないことも指摘されている。⁵ 徴兵で軍隊に入った割合が最も高い世代（大正十三年～一九二四）生まれは、昭和十九年（一九四四）以降の戦争末期にあたる時期に徴兵され、戦況が著しく悪化した段階になってから戦場へと向かった世代ということになる。

同一地域であっても、「勝ち戦」段階から戦況の悪化段階に移行しただけでも、大きく異なる。特に激戦地では、とっさの判断や一瞬の出来事で生死を分ける場面もあり、その時の「運」も影響してくる。⁶ こうした戦争体験も、戦場からの生還者の声を聞くことができるからこそ可能となる。

成田龍一氏は、戦争体験者を戦争像の系譜について戦争を語られた時代区分として〈状況〉（昭和六年～一九三二）～同二十年（一九四五）頃、〈体験〉（昭和二十年～一九四五）～同四十年（一九六五）頃、〈証言〉（昭和四十

年～一九六五）～平成二年（一九九〇）頃、〈記憶〉（平成二年～一九九〇）～に分類して、その時期の特徴を分析し、戦争体験者が「経験の共有」を前提に語ることの縮小化（経験者の少数化）を論じている。⁷ そのうえで、戦時から戦後における戦争の語りの系譜の〈いま〉に議論を置き、戦争像を提示することが求められているとしている。

吉田裕氏は、数年後に戦争体験者の直接的な証言から、戦争の時代を再構成することが困難となることで、社会全体のなかから戦争体験者がいなくなる時代がくることに関して警鐘も鳴らしている。⁸ 山田氏は、〈戦争の記憶〉の社会的希薄化が進行していることの警鐘を鳴らしたうえで、ヒト（体験者）からヒト（非体験者）へ、という段階が終了しつつあることから、ヒト（非体験者）からヒト（非体験者）、もしくはモノ（書物、映像、遺跡、博物館など）からヒト（非体験者）へ移行せざるを得ない段階にきていることも指摘している。⁹ 戦死者だけでなく、現在、体験者までもが九十年代後半となる高齢化のため、「記憶」の確認も困難な時期となり、モノ（書物、映像、遺跡、博物館など）からの情報に移行されつつある段階といわれている。

戦死者の場合は、軍隊手牒（陸軍）や履歴表（海軍）等、残された資料¹⁰から軍歴を追うことができる。それ以外は、関連資料として書状などの私文書を含めることにより、その限られた範囲内の追跡調査も可能となる。しかし、個人情報を含む公文書に関しては、終戦直前に政府が発した焼却命令により大量の資料焼却が確認され、これを逃れた政府文書は占領軍の押収対象となった。¹²

今日、『戦史叢書』や各部隊史等を追うことにより、作戦行動や移動状況を含めた大まかな概要を把握することも、ある程度可能となっている。

しかし、その内容は部隊の動向を示すものであって、最前線で戦った無名の兵士の動向については、残された資料（書状・文書類・体験記等）をみていく必要があった。特に出征先で書き記された書状類は、兵士一人ひとりの心境等を探ることができる。兵士が戦地および戦地に準ずる場所（陸軍は野戦郵便局、海軍は艦船郵便所）から内地へ出す軍事郵便は、検閲を受けたうえ無料で取り扱われた。軍事郵便に関する研究で日中戦争関連の事例が多いのは、軍事郵便に限らず日中戦争関連資料の残存率が高いことから理解できる¹⁴。

アジア・太平洋戦争における資料の残存率は、終戦を①内地（除隊後）、②内地の陸海軍施設等、③外地（戦闘地域）のどこで迎えたかにより大きく異なり、なおかつこの順に資料の残存率も低下していく傾向にあった。最悪なのは外地で武装解除となり、軍に関するものを全てを没収された人々で、皆無に等しい場合がある。内地でも、陸海軍病院に入院している場合は、強制的に焼却処分された例もある。

終戦以前であっても、南方へ出征した兵士の書状は、極端に少ないのが現状である。南方諸島へ派遣された部隊資料は、その戦闘が終結した段階で日本語記載の紙片、雑誌、書類に至るまで、米軍により情報収集を目的として函獲¹⁵されていた。それが米国国立公文書館（以下、「米公文書館」と略す）に所蔵されている函獲資料¹⁶（米軍が戦場で押収した資料）となつて現存している。

本稿では、函獲資料の中に収納されている出征前（戦場未体験者）内地記載）と総攻撃前（戦場体験者）外地記載）の段階で記された二人の書状を通して、どの段階（第一段階）出征前、第二段階）上陸前、第三段階）総攻撃前）であるかを分類したうえで、戦死観の違いを検討していきたい。

一 戦場の資料

兵士は、生きて帰れないことを想定して遺書を親族へ託して出征することが多かった。戦死した段階で遺書として扱われるものの、その内容により遺書と遺言に使い分けられるとの指摘もある。遺書は現役兵（独身者）が戦死することを前提として、自己に関することを両親に書き残したものであり、遺言は召集兵（妻帯者）が妻子の将来（生活面・経済面）に関することを両親に依頼したものとしている¹⁷。一般論とはいえないが、そうした傾向が見受けられる。現役兵は、両親に対して先立つ不幸の詫び（現状思考）、召集兵は残された妻子の生活の依頼（将来思考）というニュアンスの違いが感じられる。実際、遺書¹⁸は生前お世話になったお礼、死後のお詫びなどを書き残した書面であり、遺言¹⁹は自分の死後に法律上の効力を発生させる目的で、遺贈などについて一定の方式に従って行なう単独の意思表示ともいわれている。通常、こうした書状は入隊前に親族へ手渡す場合が多いものの、戦場へ赴くそれぞれの段階（出征前、上陸前、総攻撃前）で軍事郵便として出されたものもある。

戦地から内地へ郵送されたものは、日中戦争やアジア・太平洋戦争の前半頃までは届くものの、制海権・制空権を失った後半頃では、輸送途中で輸送機の墜落や輸送船の沈没により、戦地に残されたままとなったものも多かった。米軍は、占領地における部隊の行動・編制・作戦計画を詳述した日記をはじめ、日本語記載のあらゆる紙資料を函獲することにより、日本軍に関する情報収集を行なっていた。ガダルカナル戦の初期に日本兵の遺品から押収された日記類は、日本軍の内情と部隊の行

動を知るうえで貴重な情報をもたらし、その後の米軍の作戦計画策定に影響を与えたといわれるほどである。²⁰⁾

鹵獲資料は、日本軍に関する情報として徹底的に分析され、その後の対日戦に有効に活用されていった。その中には、将校が持つ機密文書をはじめ、様々な文書資料も含まれている。戦場では、日本軍の将校が大量の機密文書を持ち歩いたまま、奇襲により処分されず敵方に渡るということもあった。そうした資料類は占領後、①紙資料(文書資料類)、②物資料(遺品類)に大別され、保管された。①は、戦時下の日本軍から回収した資料群として、占領地に残された一紙物、雑誌類、文書綴等の文書資料として調査・研究され、戦後は米公文書館²²⁾やオーストラリア戦争博物館等²³⁾が所蔵している。②は、戦地で押収した日章旗、軍刀類から自転車・銃器等の遺品類²⁴⁾が含まれている。返却される資料で一番多く出てくるのは、戦地から帰還した連合軍兵士が戦利品等²⁵⁾と称して押収した個人名入りの日章旗類で、今日でも返還に関する話題が新聞を賑わすことから理解できる。

二 ガダルカナル島の様相と未帰還書状

米公文書館で発見された書状は、激戦地の一つとされたガダルカナル島(以下、ガ島)に残されたものである。ガ島はソロモン諸島南端に位置し、別名「餓島」と称されたほど戦闘状態のなか、食糧が尽きて餓えて死亡するという、文字通り餓死者が大量発生したところである。

今回、紹介する二人の書状は、米公文書館所蔵資料(鹵獲資料)の中から発見された四点の書状である。戦後、その資料群は米軍が戦時中



写真1 米国国立公文書館に所蔵されている鹵獲資料

南方で収集した旧日本軍資料として整理・保管され、昭和二十年代後半には、その大半が日本へ返還されていった。そのうちの一部が未返還のまま、米公文書館(NARA)に所蔵されている。その一部は、「米海兵隊記録群(RG127)」の中にブーゲンビル、満州、ガ島で収集した「日本軍函獲資料(一九四二〜四五年)」(Entry39A: Captured Japanese Documents, 1942-1945)として二四箱²⁶⁾が保管されている。「写真」

二人の書状のうち一人はガ島で記載されているが、もう一人は確定できず部分の記載がない。しかし、函獲資料そのものがブーゲンビル、満州、ガ島で回収され、ガ島の資料ファイルに一括されていたことから、両者とも同一地域であったとも推測される。一人は四通の書状を出征前(第一段階)に記載したまま第三段階まで所持し、もう一人は一通の書状を総攻撃前(第二段階)に記載し、最終的に何らかの形で保管されていたと、それぞれ推測される。第三段階については、書状保管担当者や保管場所等についての詳細が不明のため、どのように保管されていたのか、激戦地を経験した方々の体験談等を調べてみるなど、今後の検討が必要などころである。²⁷⁾結果的に二人の書状は、第三段階まで所持されたものと、そこで記載されたもので、内地へ搬送することができないまま米軍により函獲された未帰還書状²⁸⁾ということになる。

(1) 野中利保書簡

一人目の書状は、陸軍少尉野中利保が記したものである。これには、①両親宛書状、②姉宛書状、③親族宛書状、④教官・諸先生宛書状の計四通がある。なお、この外に同期生、小隊下士官に宛てた二通の書状もそれぞれ封筒入りで残されているが、その内容は④書状と同様、お世話

になったことへの感謝の気持ちをまとめた社交辞令の文言が並ぶため、教官・諸先生宛の事例で紹介していきたい。

最初に両親宛書状をみていきたい(句読点筆者)。

① 両親宛書状(毛筆)(口絵2)

父上様・母上様、長い間御世話になりました。私が今日あるを得ましたのも、誠に御両親様の御蔭と衷心より感謝致して居ります。此の鴻大なる御恩に対し、その万分の一にも対へ奉る事を得ずして今茲に御別れ致す事は、私として忍び得ない事でありませぬ。然れども忠孝一本の此の尊き日本に於て君に忠たるは、即親に孝たる所以であります。今私の生甲斐ある一生は終りました。男子の本懐と存じます。陛下の赤子として幾分なりとも、其の御恩に報ひ奉る事を得ましたのを御喜下さい。私は満足であります。思(い脱カ)残す事は御座居ませぬ。父上様・母上様、何卒御身体を御大切に御長生あらん事を遠く異郷の天より御祈り申し上げます。 さよなら

利保

父上様・父上様

母上様・母上様

膝下

(辞世の句)

子等が身の

唯安かれと祈らるゝ

わがたらちねの
御親尊し

これから玉碎覚悟の総攻撃により「陛下の赤子」として戦死することが「男子の本懐」であるとして、両親に喜んでもらいたいとしている。末尾には辞世の句を認め、死に際までも子供を思う両親の慈しみに感謝しているという思いを詠っている。このように記載年月日や場所など、手掛かりとなる部分は一切記されておらず、本人の両親に対する思いを端的に綴っている。文面からは、出征が近い段階で「男子の本懐」として戦死するつもりで戦地へ赴くため、辞世の句を認めて出征していったことがわかる。戦場未体験ながらも、戦場へ向かう勇ましさを示している。

軍事郵便では、部隊の行動に関する部分(日時、移動先等)は一切軍事機密として兵士には知らされず、たとえその情報を入手したとしても記載した時点で削除の対象となった。内地の部隊では、軍の機密事項である出征日を兵隊には知らせなかったが、移動が近づくことと外出が禁止されたり、面会日が特別に許可されることがあった。出征が近いことが部隊内に知れわたることによって、戦場へ赴く緊張感が走っていった。そうした第一段階にあたる出征前の書状といえる。

両親に宛てた勇壮な書状も、姉に対しては兄弟ならではの本音も垣間見られる。姉に宛てた書状は、次の通りである(句読点筆者)。

②姉宛書状(毛筆)(写真2)

御姉上様、長い間有難ふ御座居ました。持つべきものは兄弟なるかなの言の如く誠に姉上を持つ私は如何に幸福なりしか。そして又、

兄上を失ひたる事の如何に不幸なりしかを痛感するのであります。今私も亦靖国の神となりました。御喜び下さい。男子の本望であります。何等心残なく安心して死んで行きます。何卒私の此の戦死に対し天晴の一語を賜らば、私大満足であります。私の無き後は、何卒父上様・母上様を私の分迄充分に御孝養願ひます。では御多幸なる御身御長生あらん事を御祈り致します。

利保

御姉上様

これには、自分の潔い最期を姉から「天晴の一語」を賜りたいと、戦死した兄に続き自分も決死の覚悟で戦地に赴くこと、両親を姉に託す思いを示している。①②では、筆で丁寧に書かれているため、入営もしくは出征が近いと思われる比較的肉裕のある段階で記されたものと思われる。本来であれば、入営時に直接手

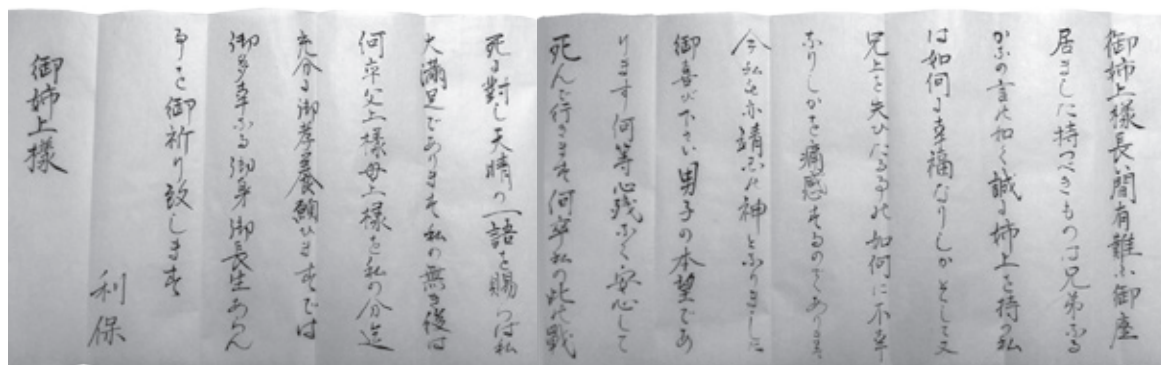


写真2 ②姉宛書状(毛筆)

渡しするか、出征前に軍事郵便として出されるものではあるが、そうしないまま戦場へ持ち込まれたため、米軍に回収されたのである。

同様に親族宛書状と教官・諸先生宛書状もある。これらは、①②の筆で書かれた書状と異なり、出征直前に万年筆で記されたものと思われる。このうち親族宛書状は、弟利宏の進路に対する希望を兄の立場から親族全員に宛て、その願いをかなえてもらえるよう依頼したものである（句読点筆者）。

③親族宛書状（万年筆）〔口絵3〕

御父上様

御母上様

御姉上様

利宏様

へ
親類の皆様方へ

長い間お世話様になりました。愈々世界の耳目を驚嘆せしむべき作戦に参加致すの光栄に浴し、また誠に感激の極であります。男子屍を馬革に包む²⁹之本望にして何の悔ゆる所ありません。海ゆかば水漬く屍、例へ小さな一個の生命を太平洋の底深く沈めた³⁰とて之が御国の為 大君 の御為、御役に立ったと思へば何でありませう。御喜び下さいませ。

一度故国を離れては勿論、生還も期しません。

では行って参ります。生前の不幸は御許し下さいませ。利宏を必ず幼年学校に入れて下さい。

利宏、必ず軍人となり、再び

大君 の御為、働いて下さい。兄の最大望と要求です。父子三人、大君 の御為、働かせて戴く事を思ひ、私は笑って死にます。では皆様の御多幸と御長生を御祈り致します。

天皇陛下 万歳

出征以前の早い時期に出された①②とは異なり、③では家族と親類に宛てて「一度故国を離れては勿論、生還も期しません」という決意を示している。そのうえで軍人であった父に続き自分も「大君の御為」に働けること、弟を幼年学校に進学させてもらえることを前提に「では行って参ります」として出征直前の様子を記している。

さらに、利宏を陸軍幼年学校（以下、「幼年学校」と略す）へ進学させて軍人となり、自分に続いてほしいとしている。それは単なる願望ではなく、幼年学校から陸軍士官学校（以下、「士官学校」と略す）へと進んでほしいということを用意したものである。士官学校へ入学して将校になる者の多くは、幼年学校出身者と中学校出身者の二つが主であった³⁰。しかし、そこには士官学校のシステムが中学校出身者には不利に作用し、幼年学校出身者のみをエリート扱いする陸軍の露骨な姿勢があったのである。そうした不利益を被らないようにしたいと思う兄としての切実な思いが窺える。

利保は、同時に教官・諸先生へも書状を残している。これは万年筆で記されていることから、③と同時期に記されたものと考えられる（句読点筆者）。

④教官・諸先生宛書状(万年筆)〔写真3〕

教官殿
諸先生

長の御指導御訓育有難ふ御座居ました。私の本日あるを得

ましたのも一に皆様の御蔭と深く感謝致して居ります。

御蔭様で少しなりとも御国の為に御役に立つて死ぬ事が出来まし
た事を喜んで居ります。

只 大君 の御為、忠に生き忠に死なん事を慾して已まざるもの
であります。

誠を以て行へば、何事か為ならぬものがありませう。喜んで死ん
でいきます。

何卒、皆々様益々御元気に御暮し遊ばす様、御願ひ致します。
では、只今より出発します。

これは③と同様に、戦死する覚悟で出征するため、未練を残さないよ
う軍隊教育を受けた教官や先生に対する書状まで準備していたことにな
る。お世話になった方々を含め世俗的なことを断ち切り、「只今より出
発」という内地との決別の思いを記している。

利保書状は、出征前の第一段階ではあるものの、①②が出征前の早い
段階、③④が出征直前の段階と、それぞれ記載するための時間的な余裕
に微妙な差異があつたと考えられる。その端的な事例は、①②を毛筆、
③④を万年筆で記していることから窺える。

①④を整理してみると、出征にむけての決意の微妙な使い分けも感
じられる。①では、「陛下の赤子」として「御恩に報ひ奉る」ことができ
たので自分の「一生は終り」としている。②では、「靖国の神」となった

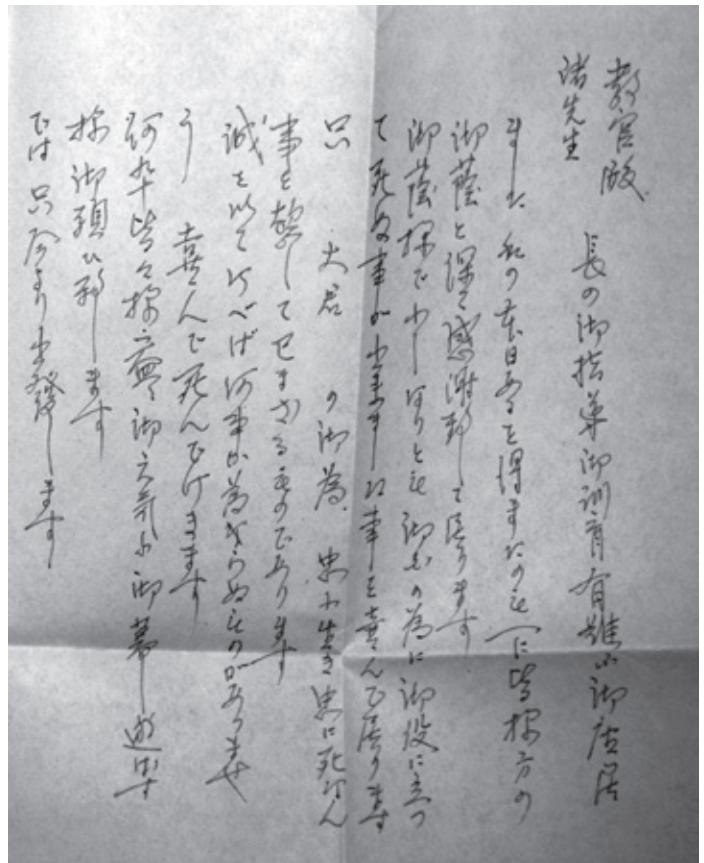


写真3 ④教官・諸先生宛書状(万年筆)

ことが「男子の本望」であり「安心して死んでいきます」としている。
③では、「御国の為 大君の御為」に役に立つたとして「生還も期しませ
ん」としている。④では、「御国の為に御役に立つて死ぬことができました」
ことと「大君の御為、忠に生き忠に死なん」としている。まさに、当時
の典型的な言い方である「天皇の軍隊」³¹として生還を期さないというこ
とに類する文言が、両親から関係者に至るまでの書状の中に、微妙な使
い分けをして表記されている。

これらのことから①②は、出征前における挨拶として両親に対する思
い、両親の面倒を姉に託す思いを丁寧に示している。これに対し③④は、

お世話になった親族・教官などに対する思いを出征直前に、現状から決別する意味で一氣に記していったものと思われる。これら四通の書状は、出征兵士としての内地（現世）との決別の思いを両親（遺書）、姉（遺言）、親族（遺言）、教官（遺書）とに書き分けて出されたようにみえる。

その一方で疑問も残る。何ゆえ利保は、四通の書状を書き終えていたにもかかわらず、出さないまま出征したのか、ということである。書状を入れた四通の封筒は、直接渡すつもりであったのか、宛名だけで住所の記載はされていない。手渡しも郵送もできず、出征直前の慌ただしさか詳細不明のまま、戦場まで持参したことになる。資料情報が乏しいため推測の域を脱し得ない部分もあるが、戦場に出て初めてその悲惨さを味わい、きれいごとでは片付かない現実を目の当たりにして、上陸する第二段階で軍事郵便の発送を躊躇せざるを得なかったようにも思える。いずれにしろ四通の書状は、最終的に南方の島まで持参された結果、米軍に鹵獲されて米公文書館に保管されることになる。

(2) 久男書状〔写真4〕

この書状は、昭和十七年（一九四二）九月三日のガ島にて、これ以降、総攻撃をかける前に妻宛に出されたものである。内容を紹介する前に、ガ島の戦況を概観していきたい。

米軍は同年六月末、南太平洋方面の本格的反攻計画を正式に決定し、ソロモン、ニューギニア方面の奪還作戦を企画中、七月に米軍偵察機がガ島に建設中の飛行場を発見したことから、急きよガ島へと変更され、日米最初の激戦地と化した。アジア・太平洋戦争における「陸戦のターニングポイント」といわれたガ島は、最終的には累計三万六千人もの兵

力をガ島に投入するも、食糧・資材の現地調達がほとんどできない島に大兵力をつぎ込むこととなったことから、彼らを急速に飢餓状態に追い込む結果となった³³。

同年八月七日、大本営直営部隊である一木支隊は、勤務終了でグアム島を出発直前、米第一海兵師団がガ島に上陸したことから急きよ引き返し、八月十日に第一梯団、第二梯団に分けてガ島に上陸した。しかし、第一梯団は二十日の夜間総攻撃でほぼ全滅状態となり、一木支隊全滅後、川口支隊に軍命令が通達され、三十一日より五日間にわたり舟艇機動作戦³⁵が実施された。数回にわたりガ島上陸作戦を執行し、米軍の攻撃を受けながら九月二日までに上陸、その後は飛行場奪還に向けて何度となく戦闘を繰り返していた。

久男書状は、最後に総攻撃を迎える段階となり、上官から書状（遺言）として認めるよう命じられ、好転しない最悪の戦況下、成功する望みが絶たれた状況であつても、作戦遂行しなければならぬ気持ちで九月三日に書き残したものと思われる。月日、地名が記された戦闘の生々しい状況下、数日後には総攻撃を執行する段階における遺言である。いわゆる総攻撃前の第三段階で記された貴重な資料といえる。

九月三日 ソロモン群島 ガダルカナル島ニ於テ記ス

重大ナル作戦ニ参加イタシ 男子トシテ無上の喜ビヲ感ジマス 連日

敵機の攻撃又劇烈デス

決戦ガ迫リマシタ 散リ行ク身ノ一筆残シマス

生前ノ厚情 有難ク思ヒマス 何一ツ出来ズ残念デスガ 私ノ一生ノ

真心ガ 只一ツノ贈物デス 弱イ君デス 御身御大切ニ 強ク生キテ

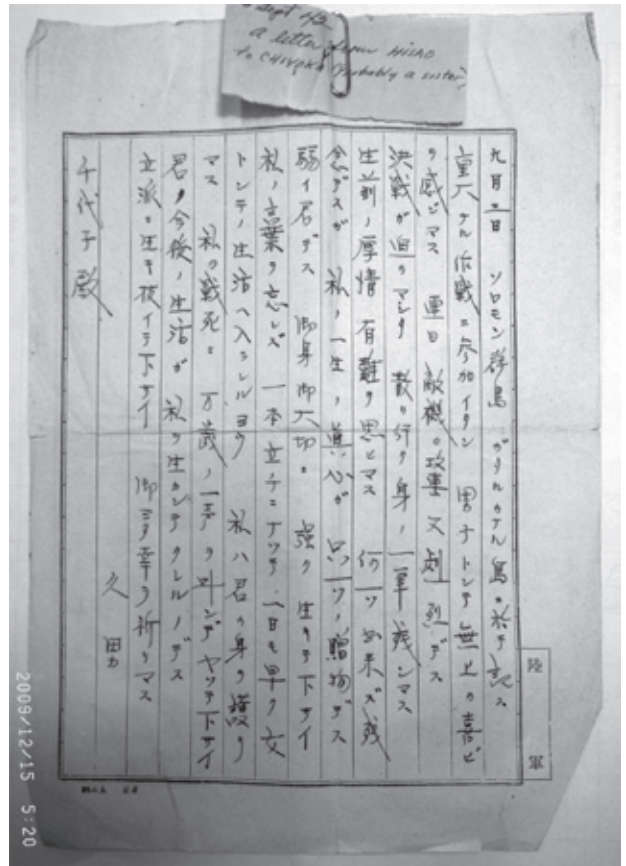


写真4 久男書状

下サイ 私ノ言葉ヲ忘レズ 一本立チニナツテ一日モ早く女トシテノ
 生活ヘ入ラレルヨウ 私ハ君ノ身ヲ護リマス 私の戦死ニ 万歳ノ一
 声ヲ叫ンデヤツテ下サイ 君ノ今後ノ生活ガ 私ヲ生カシテクレルノ
 デス
 立派ニ生き抜イテ下サイ 御多幸ヲ祈リマス

久男

千代子殿

これは、ガ島に上陸するための戦闘を繰り返して、ようやく上陸した後、飛行場を奪還するための総攻撃をこれから開始する直前に認められたも

のと思われる。この最大の特徴は、検閲もない段階で、死を直前に迎えた兵士だからこそ、夫として妻に対する素直な気持ちを最大限に表現していることが読み取れる。

書状の文面には、「大君(天皇)」よりも「君(妻)」に対する思いのたけを全面に出して表記している。ここには、天皇よりも「私の戦死」により残された妻に対して、戦死してもなお「君の身ヲ護リマス」という思いを示したうえで、「散り行く身」でありながら「一筆残シマス」という、妻に対する今生の別れの決意を感じさせる。特に「一生ノ真心ガ只一ツノ贈物」という一文が、妻に対する限らない愛情を表現した部分ともいえる。死を直前にして書かれた遺書と思えるからこそ、文面の切なさ、やるせなさが端的に伝わってくる。

戦時下の書状は多数残されているが、その大半が出征前の内地で勇ましく記された第一段階といえる。これに対し外地で記された書状は、上陸前の第二段階、総攻撃前の第三段階となる。戦況が悪化してからは、輸送機の墜落、輸送船の撃沈となれば、内地へ送ることが困難となった。特に第三段階は戦況悪化の最たる事例であるため、書状の回収は不可能に近い状況ともいえる。それだけに、久男書状の貴重さが窺える。

改めて二人の書状を比較すると、利保書状は、内地で「御国」「大君」のためという大義名分で記載され、戦場へ向かうための決意を示している。内地であるからこそ戦死の実感もないまま建前論しか出せない部分と、戦場を知らない部分でしか書けなかつたともいえる。これに対し久男書状は、「君(妻)」のため果たせなかつた思いを抱いたまま戦場で死ぬための決意をしている。過酷な激戦地で死を覚悟し、自分も戦死を目前にしているからこそ、本音論を出せる部分で思いのたけを振り絞った

のである。それは、軍事郵便による検閲の有無など関係なく、一人の人間として「死」を覚悟した段階における最後のいつわらざる言葉でもあった。

おわりに

戦時中に出された書状は、入隊・出征・戦場等、新たな移動がある時期に節目として出される場合が多く見受けられる。その節目として大まかに第一段階Ⅱ内地記載(出征前)、第二段階Ⅱ船舶記載(上陸前)、第三段階Ⅱ戦場記載(総攻撃前)とに分類される。

この二人の書状を整理すると、利保書状は出征前および出征直前の第一段階にあたり、軍事郵便で出すことを想定して検閲が通るような文体で記されたものである。手渡しでなくても、軍事郵便でも出せるように日付・場所・部隊名など、検閲で削除される部分を表記していないことから、それを含めて意識して書かれたものといえる。訓練だけで戦場を知らないまま出征する勇ましさを全面に、戦死することが「男子の本懐」であるとしている。利保は①④書状で宛先別に決別の思いを注意深く使い分けながら、丁寧にまとめている。しかし、それは全て戦闘未経験者の書状であった。そこには、兵士として宛先別に使い分けながらも、「御国」「大君」のためという大義名分に集約することができる。

これに対し久男書状は、総攻撃前の第三段階で赤裸々な思いを込めて記されている。戦場でこれから総攻撃を行なう決死の状態であるため、ここまで生きてきた「証し」を全て残すかのように日付・場所を示し、人間としての本音を記している。激戦地が島で戦闘の激烈さを見ながら、

最終段階における戦死の覚悟で総攻撃の直前に書かれ、ただ淡々と妻への一途な思いを真摯に書き綴っている。これには、大義名分は一切なく、人間として夫としての本音である「君(妻)」のためにと書き尽くされている。

両者とも死を覚悟していても、内地記載(戦闘未経験)と外地記載(戦闘経験)という地域差・時間差が感じられる。利保にとっては、それが数時間後、数日後、数年後、あるいは万一終戦ともなれば生存できる可能性もないとは言いきれないところでもある。しかし久男は、目の前の激戦とともに総攻撃をかける直前では、生存の確率は絶望的ともいえる。こうした微妙な温度差が、書面にも表れていることがわかる。

二人の書状は、戦場未体験で記された利保書状(内地記載)の理想論と、激戦地の総攻撃直前に記された久男書状(外地記載)の現実論という、全く異なった環境で異なった立場で記された両極端な書状といえる。それゆえ、両者を対比することによってはじめて、書面に込められた思いが理解できるのではないだろうか。

〈注〉

- (1) 藤井忠俊「総論」(藤井忠俊・関沢まゆみ編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇一集 村と戦場〔共同研究〕近現代の兵士の実像Ⅰ 二〇〇三年)。
- (2) 波平恵美子「兵士の「遺体」と兵士の「慰霊」」(新井勝紘・一ノ瀬俊也編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集 慰霊と墓〔共同研究〕近現代の兵士の実像Ⅱ 二〇〇三年)。

- (3) 保阪正康『あの戦争は何だったのか 大人のための歴史教科書』(新潮新書 一二五 二〇〇五年)。

- (4) 山田朗『兵士たちの戦場―体験と記憶の歴史化』シリーズ戦争の経験を問う(岩

波書店 二〇一五年)二頁。

(5) 山田前掲書、二〇〇〇〜二〇一頁。

(6) 山田前掲書、二〇五頁。

(7) 成田龍一「戦争像の系譜― 状況・体験・証言・記憶」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争Ⅰ なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』 岩波書店 二〇〇五年) 五〜六頁。

(8) 吉田裕「兵士たちが語り始めたアジア・太平洋戦争の記憶」NHK「戦争証言プロジェクト」(『証言記録 兵士たちの戦争⑦』NHK出版 二〇一二年)。

(9) 山田前掲書、四頁。

(10) 軍隊手牒は、各自軍服の胸ポケットに保管しているため、負傷などにより戦中に内地還送して陸軍病院を退院(除隊)していれば所蔵している確率が高い。入院中もしくは戦地にて終戦を迎えた場合、軍の命令で焼却処分される確率が高い。特に戦地にいた場合、武装解除として軍関連を全て没収されるため残存率は皆無に等しいのが現状となっている。

(11) 昭和二十年八月十四日の閣議決定により、重要書類の焼却が通達された。これは陸海軍だけでなく、府県および市町村、国民学校まで周知徹底されていた。

軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件

昭和二十年八月十四日 閣議決定

陸海軍ハ速カニ国民生活安定ノ為メニ寄与シ民心ヲ把握シ以テ積極的ニ軍民離間ノ間隙ヲ防止スル為メ軍保有資材及物資等ニ付隠密裡ニ緊急処分方措置ス

尚ホ陸海軍以外ノ政府所管物資等ニ付テモ右ニ準ズ

(『昭和財政史 終戦から講和まで』第一七卷 大蔵省財政史室編 東洋経済新報社 一九八一年) 一五〇頁

なお、昭和二十年八月二十八日の閣議決定では、先の閣議決定を廃止する

通達が出された。

軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件廃止ノ件

昭和二十年八月二十八日 閣議決定

昭和二十年八月十四日閣議決定軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件ハ之ヲ廃止ス

『昭和財政史 終戦から講和まで』第一七卷(大蔵省財政史室編 東洋経済新報社 一九八一年) 一五三頁

(12) 松尾尊兌「近現代史料論」(『岩波講座 日本通史』別巻三 史料論 一九九五年)。

(13) 軍事郵便は、出征中の兵士に対する厚生事業の一つとして通信省と連携して行なった郵便・通信事業であった。(熊谷直『もつと知りたい日本陸海軍』芙蓉書房出版 二〇〇五年) 一九七〜二〇一頁。

(14) 菊池敬一「七〇〇〇通の軍事郵便——高橋峯次郎と農民兵士たち——」(柏樹社 一九八三年)。

(15) 鹵獲Ⅱ戦勝の結果、敵の兵器や軍用品を奪い取る。戦利品。これが鹵獲兵器・鹵獲艦・鹵獲機といった兵語となった。(寺田近雄『完本 日本軍隊用語集』学研パブリッシング 二〇一一年) 三三〇頁。

(16) 仲本和彦『研究者のためのアメリカ国立公文書館 徹底ガイド』(凱風社 二〇〇八年) 一二二頁。

(17) 藤井忠俊『兵たちの戦争 手紙・日記・体験記を読み解く』(朝日選書六六五 二〇〇〇年) 六三〜八六頁。

(18) 『日本国語大辞典』第二版 一 (小学館 一九七二年) 九六六頁。

(19) 『日本国語大辞典』第二版 一三 (小学館 一九七二年) 二九三頁。

(20) 河野仁「(玉砕)の軍隊、(生還)の軍隊 日米兵士が見た太平洋戦争」(講談社選書メチエ二〇三 二〇〇一年) 一七九頁。

(21) 河野前掲書、一七九頁。

- (22) 吉田裕、森茂樹『戦争の日本史23 アジア・太平洋戦争』（吉川弘文館 二〇七年）一六四頁。
- (23) 田中宏巳編『オーストラリア国立戦争記念館所蔵 旧陸海軍資料目録』（緑蔭書房 二〇〇〇年）。
- オーストラリア国立戦争記念館では、資料を形状に合わせて整理・保管しており、収集対象の資料について申請すれば、後日、撮影した資料データ（CD）を郵送（有料）してもらえらる。
- (24) チャンギ博物館（シンガポール）では、日本軍が残した自転車（銀輪部隊）や銃器などの遺品類を数多く展示しており、日本軍が英軍と降伏文書を取り交わした机などの貴重品が数多く残されている。紙資料類では占領下、シンガポールを昭南島と改名し、日本語教育を行なったことを示す教科書など、当時の日本が占領していたことを示す資料が残されている（平成二十年 筆者がシンガポール出張時に見学）。
- (25) ガ島の米軍兵士の間で、まことしやかにささやかれた戯れ言が紹介されている。「ドイツ人はヒトラーのために／英国人は国王のために／日本人は天皇のために／そしてアメリカ人は戦利品をもとめて戦う」（河野前掲書 一二六頁）
- (26) 仲本前掲注（16）には旧日本軍鹵獲資料が二四箱としてある。筆者が二〇〇九年十二月に米公文書館（NARA）で調査したときには、保存箱に収納されて四三箱（BX Ⅱ箱番号…BX1〜BX43）と変更されていた。
- (27) 藤井前掲論文。
- (28) 鹵獲資料の調査は、二〇〇九年に実施した。その中に含まれていた書状は二分で、一名は両親、姉、親族、教官・諸先生、同期生、小隊下士官兵宛の六通、あと一名は妻宛で計七通保管されている。
- (29) 「裏「屍馬革」」屍を馬の革で裏むⅡ戦場で死する（『大漢和辞典』巻四 大修館書店 一九五七年）一五二頁。
- (30) 野邑理栄子『陸軍幼年学校体制の研究 —— エリート養成と軍事・教育・政治

——』（吉川弘文館 二〇〇六年）八頁。

- (31) 吉田前掲書、六〇頁。
- (32) 河野前掲書、一五二頁。
- (33) 山田前掲書、八一頁。
- (34) 河野前掲書、一二七頁。
- (35) 川口支隊ノ舟艇機動作戦ニ関スル覚書（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 南太平洋陸軍作戦（一）——ポルトモレスビー・ガ島初期作戦——』朝雲新聞社 一九六八年）三九六頁。

〈追記〉

私事ではあるが、筆者の伯父（父の兄）はスマトラ島パレンバンで、母の叔父はガダルカナル島でそれぞれ戦死している。父方の伯父が出征時に九州から実家に送った手荷物は、全く届かないまま別便の書状だけが届いた。結果的に書状だけではあるが、親族としては知らせが届くのはうれしい限りである。ましてや戦場の書状なら、なおさらである。今回紹介した二人の書状以外にも、海外の博物館等の関連施設に保管されたままとなっている可能性もある。こうした書状が海外に保存されているということは、改めて「戦争が終わっていない」という現実を実感させられる。こうした書状を公開することにより、早急に親族へ返還できるように切に願いたい。

著者プロフィール

木龍克己（きりゆう・かつみ） 昭和三十一年（一九五六）福島県生まれ

法政大学大学院人文科学研究科修士課程修了

現在しようけい館（戦傷病者史料館）学芸課長

論稿…「戦前と戦後の金次郎像」『蔵市立歴史民俗資料館紀要』第一号 二〇〇四年